

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年2月9日（令和5年（行個）諮問第36号）

答申日：令和6年1月25日（令和5年度（行個）答申第158号）

事件名：本人に係る外来診療録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月18日付け防人衛第15845号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

私が開示請求したものは、私自身の診療録であり、医療における診療（生命、健康）に関するものである。どのようなことが書かれているのか等、開示され知る権利があるよって、開示を求める。

ア 診療記録において、本来開示されるべき情報の部分が白抜きで不開示となっている。それが、不開示とした理由に記載が無い。

（ア）開示されるべき所が、紙や白抜きで伏せられている。例1，2，3（別紙1，2，3（省略））

（イ）元担当医に記載内容を閲覧させてもらった自動車保険会社への書面の記載が白抜きされて伏せられている部分などがある。例4（別紙4（省略））

法78条の違反がある。

イ 上記ア以外の不開示とされているものは、「開示請求者以外の個人に関する情報である。開示者以外の権利利益を害するおそれがある。」という理由である。

私の診療記録において、私の同意なく閲覧したり、利用したり、診断や記入などする事は出来ない。よって、開示請求者以外の個人に関する情報は無い。

ウ 上記ア，イ，は、すべて法78条2項ロ，3項，に該当し、私の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要である

と認められるべき情報である。

(2) 意見書

審査請求人から諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されているため、その記載及び添付資料を省略する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「私が通院している自衛隊阪神病院の整形外科の全てのカルテ、内科の全てのカルテ及び自動車保険会社へ提出した、診断書等の全ての書面（表裏面）」の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として、別紙に掲げる2文書に記載されている保有個人情報を特定し、法82条1項の規定に基づき、令和4年8月18日付け防人衛第15845号により法78条2号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及びその理由について

原処分において不開示とした部分及びその理由については、別表のとおりであり、本件対象保有個人情報のうち、法78条2号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「診療記録において、本来開示されるべき情報の部分が白抜きで不開示となっている。それが、不開示とした理由に記載が無い。①開示されるべき所が、紙や白抜きで伏せられている。例1, 2, 3（省略）②元担当医に記載内容を閲覧させてもらった自動車保険会社への書面の記載が白抜きされて伏せられている部分などがある。例4（省略）」として、開示されるべきところが紙や白抜きで伏せられていると主張するが、当該部分は、1枚の紙に上から紙が貼り付けられている場合に、記載内容全てを開示出来るよう貼り付けられている紙を折り、隠れている部分について複写するなどした結果、白くなったものであり、当該部分は不開示部分ではない。

(2) 審査請求人は、「上記（1）以外の不開示とされているものは、「開示請求者以外の個人に関する情報である。開示者以外の権利利益を害するおそれがある。」という理由である。私の診療記録において、私の同意なく閲覧したり、利用したり、診断や記入などする事は出来ない。よって、開示請求者以外の個人に関する情報は無い。」などとして、不開示部分の開示を求めるが、原処分においては、本件対象保有個人情報の法78条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象保有個人情報の一部が同条2号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同年3月15日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年12月19日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和6年1月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙に掲げる文書1に記録された保有個人情報につき、その一部を法78条2号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人が上記第2の2(1)で主張する白抜きで不開示となっている部分について、当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、当該部分は、諮問庁の上記第3の3(1)の説明のとおりであると認められることから、当該部分については判断しない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1の不開示部分

当該部分には、病院医師及び管理栄養士の自筆の署名並びに医師の印影の情報が記録されていると認められる。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。自筆の署名及び印影は、当該作成者の氏名を知り得るとしても、当該部分は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、同号ただし書きに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法79条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示とすること

が妥当である。

(2) 別表の番号2の不開示部分

当該部分には、保険会社の担当者名が記録されていると認められる。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法79条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙（本件対象保有個人情報を含む保有個人情報が記録された文書）

文書1 外来診療録（本件対象保有個人情報）

文書2 X線画像（CD-R）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	4 1 枚目， 5 2 枚目， 6 0 枚目， 6 4 枚目， 6 5 枚目， 6 8 枚目， 7 3 枚目から 7 5 枚目まで， 8 0 枚目及び 1 0 0 枚目のそれぞれ自筆の署名	開示請求者以外の個人に関する情報であり， これを開示することにより， 開示請求者以外の特定の個人を識別することができ， 又は， 特定の個人を識別することはできないが， なお個人の権利利益を害するおそれがあることから， 法 7 8 条 2 号に該当するため不開示とした。
	6 7 枚目， 7 0 枚目及び 8 1 枚目のそれぞれ部外者の印影	
2	9 3 枚目の部外者の氏名	